

野田市行政改革大綱

一部見直し

令和4年●月改訂

野 田 市

目 次

第1章 策定の背景

1 行政改革の必要性	1
2 これまでの取組	2
3 社会環境の変化	4
4 将来人口	5
5 野田市の財政状況	6
6 財政の見通し	12
7 行政改革大綱の基本的考え方	14

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働	17
(2) 民間活力の有効活用	18
(3) 行政サービスの在り方の検討	20
(4) 外郭団体等の見直し	21
(5) 財政運営の健全化	25
(6) 情報化の推進	29

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し	31
(2) 定員の適正化	33
(3) 給与の適正化	35
(4) 職員の資質の向上	36

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針の推進	37
(2) 民間施設の有効活用	39
(3) 公有財産の有効活用	40
(4) 行政サービスの広域化	41

※野田市行政改革大綱（平成31年3月改訂）のページを記載しており、一部見直される箇所は、18ページ及び31ページとなります。

※下線の部分は見直し箇所

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(2) 民間活力の有効活用

③ 現業部門の業務の民間委託

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、直営と委託との比較検証を行った結果、直営の方が迅速に対応できることから直営とする。今後、直営で対応するための体制と機能強化を図っていく。

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27 年度に自然経済推進部を新設、29 年度には市政推進室を新設し、1 室 11 部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要がある。さらに、組織機構の見直しとともに、機動的な組織にするためには、職員研修などを活用して職員の意識改革を強力に推し進める対策を講じる必要がある。

附属機関については、28 年度に次木親野井特定土地区画整理審議会の任務が終了したことによる整理合理化を図るとともに、新たに、29 年度に公契約審議会、30 年度にいじめ問題対策委員会を設置した。

引き続き、設置目的の達成度や活動実績を検証し、長期間、活動のない附属機関の廃止や、会議等の運営方法を見直すことで、整理合理化を進める。

また、附属機関の設置が必要となった場合は、既存の附属機関での対応や新たな附属機関の設置も行っていく。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

○31 年度に、次の組織の新設及び移管を行う。

- ・自然経済推進部に魅力推進課を設置する。
- ・生涯学習部の社会体育課をスポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。

○32 年度に（仮称）子ども部の新設を検討する。

- ・31 年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキンググループでの意見を集約し、32 年度に（仮称）子ども部の設置を目指す。

- 事業の進捗等により、次の組織の統合について検討を行う。
- ・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所及び梅郷駅西土地区画整理事務所は、事業の進捗に伴い、都市整備課への統合等を行う。
 - ・次木親野井土地区画整理事務所は、清算終了に伴い、業務の重心を台町東特定土地区画整理事業に移し、早期の事業終了を図り、都市整備課への統合等を行う。
- 4年度に、次の組織の新設及び移管を行う。
- ・児童家庭部を健康子ども部に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化する。
 - ・魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、臨時的・実験的な組織として、市長直轄の（仮称）広報戦略室を特命担当として新設する。
 - ・広報広聴課の広聴部門については、総務課へ移管する。
 - ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工労政課に名称変更する。
 - ・保健センター（関宿保健センター）は、健康子ども部へ移管することにより関係課との更なる連携を図る。
 - ・子ども支援室は、「子どもの発達相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特化し、健康子ども部へ移管する。
 - ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。
 - ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
 - ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
 - ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は市民生活課へ移管する。

② 総合教育会議

「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。」は、教育行政の中立性、継続性及び安定性確保の根幹であることから、これを堅持する。

総合教育会議の事務局を原則どおり市長部局に置くことで、双方の立場から協議を求める能够とする。

市長から申し出ることのできる協議題を予算等に限定しているが、想定される協議事項のほとんどは、予算を伴うものである。限定の目的は、

教育行政の政治的中立性を確保することにあることから、市長は、教科書の採択や個別の教職員人事は当然のこと、国が協議事項として考えられるとする教科書採択の方針や教職員人事の基準など、教育委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとして、市長が協議できない事項をより明確にする。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は市長部局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出しができる協議題及び協議事項は、教育委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとして、市長が協議できない事項をより明確にする。
- ・総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自由な意見交換を行うものとする。

③ 附属機関の整理合理化

(省略)